六‖　四・八GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を使用するローカル５Gの陸上移動局（中継を行うものを除く。）

イ　海域（上空を除く。）を移動範囲に含むことができない地域は、領海の外側の海域、別表第三に定める市町村の低潮線から十二海里以内の海域及び別表第四に定める線から十二海里以内の海域とする。

ロ　上空を移動範囲に含むことができない地域は、次に定める地域とする。

(1)　領海の外側の海域、別表第三に定める市町村の低潮線から十二海里以内の海域及び別表第四に定める線から十二海里以内の海域

(2)　送信設備に係る空中線の絶対利得が次に掲げる場合において、次に定める地域

(ア)　（＋）一デシベルを超える場合　全国

(イ)　〇デシベルを超え、（＋）一デシベル以下の場合　全国（地表又は水面から三五メートルを超える上空に限る。）

(ウ)　（－）一デシベルを超え、〇デシベル以下の場合　全国（地表又は水面から九八メートルを超える上空に限る。）

(エ)　（－）二デシベルを超え、（－）一デシベル以下の場合　全国（地表又は水面から一五〇メートル以上の上空（地上又は水上の物件から三〇メートル以内の上空においては地表又は水面から一五三メートルを超える上空）に限る。）

(オ)　（－）三デシベルを超え、（－）二デシベル以下の場合　全国（地表又は水面から一五〇メートル以上の上空（地上又は水上の物件から三〇メートル以内の上空においては地表又は水面から二〇三メートルを超える上空）に限る。）

(カ)　（－）四デシベルを超え、（－）三デシベル以下の場合　全国（地表又は水面から一五〇メートル以上の上空（地上又は水上の物件から三〇メートル以内の上空においては地表又は水面から二四七メートルを超える上空）に限る。）

(キ)　（－）四デシベル以下の場合　全国（地表又は水面から一五〇メートル以上の上空（地上又は水上の物件から三〇メートル以内の上空においては地表又は水面から二七五メートルを超える上空）に限る。）

(3)　空港等及びヘリポートの敷地

(4)　空港等及びヘリポートの着陸帯及び進入区域並びにそれらの外側六五九八メートル以内の地域

［新設］

七‖　四・八GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を使用するローカル５Gの陸上移動局（中継を行うものに限る。）

イ　屋外（海域及び上空を除く。）を移動範囲に含むことができない地域は、全国とする。

ロ　海域（上空を除く。）を移動範囲に含むことができない地域は、全海域の屋外並びに領海の外側の海域、別表第三に定める市町村の低潮線から十二海里以内の海域及び別表第四に定める線から十二海里以内の海域とする。

ハ　上空を移動範囲に含むことができない地域は、全国及び全海域とする。

［新設］

八‖　二八・二GHzを超え二九・一GHz以下の周波数の電波を使用するローカル５Gの陸上移動局（中継を行うものを除く。）の移動範囲とすることができない地域は、全海域とする。